

トピクス

2022年01月

- 1、《2021年における全国知的財産サービス業統計調査報告書》発表
- 2、2020年における全国特許集約型産業の付加価値統計データが公開
- 3、中国国家知識産権局、「第13次5カ年計画」期間中の特許ライセンス料に関するデータを発表
- 4、《商標における一般的違法の判断基準》全文が発行され、2022年1月1日より施行



《2021年における全国知的財産サービス業統計調査報告書》発表

国家知識産権局はこのほど《2021年における全国知的財産サービス業統計調査報告書》を発表した。同報告書によると、2020年末に至るまでの統計によると、中国における知的財産サービス業の就業者は約86.5万人に達し、2019年末と比べ5.6%増加された。その中で、大卒以上の学歴を有する就業者が75.4%を占め、就職ポストの提供に大きく役立ち、且つ、就業者のレベル・資質が比較的高いことを示している。

知的財産サービス業の発展は統合期に入り、2020年において、新たに設立した代理機構は9,500ヵ所を超え、M&A、合併、破産などで撤退した機構の数は約6,000ヵ所であった。2020年、特許代理機構に代理を依頼した特許出願の割合は特許出願全体の76.8%を占め、同期と比

べ2.4ポイント上昇し、サービスを受けた企業は36.5万ヵ社であり、企業出願人全体の82.8%を占め、商標登録出願の代理率は93.5%に達し、同期と比べ1.8ポイント上昇した。知的財産権サービス機構によるイノベーション主体へのサービス提供、イノベーションのサポート作用がより一層顕在化してきている。

2020年末までに、中国では、弁理士資格を取得した人数は53,090人に増え、就業している弁理士は23,193人に達し、年間増加率は14.9%であった。就業者数の持続的増加の動向は、中国における特許代理業の人員規模が勢いよく発展していることを示している。

2020年における全国特許集約型産業の付加価値統計データが公開

国家知識産権局及び国家統計局はこのほど、2020年における全国特許集約型産業の付加価値統計データに関する公告を発表した。

清算によると、2020年における全国特許集約型産業の付加価値は121,289億元であり、前年と比べ5.8%増加され(価格要因が差し引かれていない、以下同)、同期の国内総生産(GDP)の現在価格の伸び率より3.1ポイント上回り、対GDP比では、前年比0.35ポイント増の11.97%であったことが分かった。

内部構造を見ると、新装備製造業が附加価値34,194億元と規模が最も大きく、特許集約型産業の付加価値に占める比重は28.2%であり、情報通信技術サービス業は次いで付加価値26,415億元であり、21.8%の比重を占め、前年の総量3位から2位にランクアップした。さらにその次は情報通信技術製造業であり、附加価値24,177億元で19.9%の比重を占める。最も規模が小さいのはエコ産業であり、附加価値2,748億元で2.3%の比重を占める。

伸び率を見ると、情報通信技術サービス業が15.7%の成長で最も速かった。医薬・医療産業は、国内外のコロナ対策製品への旺盛な需要や企業による生産体制の強化などの要因によって牽引され、成長が加速され、前年比4.7ポイント増の10.1%増であった。

2020年における全国特許集約型産業の付加価値

カテゴリ別名称	付加価値（億円）	伸び率（%）	構成（%）
特許集約型産業	121,289	5.8	100.0
情報通信技術製造業	24,177	5.0	19.9
新装備製造業	34,194	0.6	28.2
新素材製造業	14,064	0.6	11.6
医薬品・医療産業	10,984	10.1	9.1
エコ産業	2,748	5.7	2.3
情報通信技術サービス業	26,415	15.7	21.8
研究開発・設計・技術サービス業	8,708	5.9	7.2

備考：1、伸び率は現在価格の伸び率であり、価格要因が差し引かれていない。

2、データの項目別合計と総合計とが等しくない場合、データの丸め誤差によるものである。

中国国家知識産権局、「第13次5カ年計画」期間中の特許ライセンス料に関するデータを発表

国家知識産権局はこのほど、《「第13次5カ年計画」期間中の特許ライセンス料に関するデータ》を発表した。それによると、「第13次5カ年計画」期間（即ち、2016年1月1日～2020年12月31日）中、国家知識産権局で届出済みの11,371件の特許ライセンス契約は、特許計31,147件に係わり、その中で、国民経済産業の年間平均契約金額が最も高かったのは医薬製造業の242.5万元/年/件、契約総件数96件、平均実施許諾期間7.9年/件であったことが分かった。

《商標における一般的違法の判断基準》全文が発行され、2022年1月1日より施行

中国国家知識産権局はこのほど、商標管理秩序に違反する行為の判断基準を統一化させることを主旨とする《商標における一般的違法の判断基準》（以下、《基準》という。）を発行し

た。

《基準》は計35条あり、現行商標法律、法規及び部門規則で定められた、使用が強制された登録商標の未使用、商標としての使用が禁止された標識の使用、商業活動における「著名商標」表示の使用、商標被許諾者が法律に基づいてその名称及び商品産地を明示しなかった行為、登録商標、登録者名義、住所またはその他の登録事項の無断変更、未登録商標の登録商標としての冒用、団体商標、証明商標の管理義務の不履行、商標印字管理義務の不履行、悪意による商標登録出願など9種類の商標管理秩序に違反する違法行為について詳細な規定をしている。

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved

TEL: 86-10-8809-1921 FAX: 86-10-8809-1920 E-mail: sanyou@sanyouip.com

住所: 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大廈A座16層 〒100033